

● 規程改正の概要

<p>要旨</p>	<p>「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について</p>
<p>内容</p>	<p>○ 使用料及び手数料規程の改正の内容</p> <p>(1) 死亡時画像診断における費用(撮影料、読影料)の新規設定</p> <p>平成27年10月1日より医療事故調査制度が開始したのに伴い、当院は山梨県医師会と協定を締結し、協力機関として死亡時画像診断に関する支援を行うこととなったので、附随する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額： 死亡時画像診断(撮影料) 18,252円 死亡時画像診断(読影料) 11,577円</p> <p>(2) 妊娠初期胎児超音波スクリーニング検査における費用の新規設定</p> <p>妊娠11週～14週に実施する超音波検査で胎児の染色体異常や心奇形などのリスク判定を行う。また、妊娠初期に胎児の様子がわかることにより、妊婦の不安を取り除くことができる検査である。当検査を実施するために、附随する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額： 妊娠初期胎児超音波スクリーニング検査 25,000円</p> <p>(3) 妊娠中期胎児超音波スクリーニング検査における費用の新規設定</p> <p>妊娠22週～30週に実施する超音波検査で先天性心疾患をはじめとした多くの胎児異常を抽出することができる。県内の周産期管理の質を高め、より安全な出産を目指していくために必要な検査である。当検査を実施するために、附随する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額： 妊娠中期胎児超音波スクリーニング検査 8,000円</p> <p>(4) 非侵襲的出生前遺伝学的検査における費用の新規設定</p> <p>母体の血液中に含まれるDNAを数えることでダウン症等の染色体疾患を検出する検査である。当検査を臨床研究として実施し、検査結果とその後の対応や転帰を調べることで医療の質の改善に貢献できる。当検査を実施するために、附随する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額： 非侵襲的出生前遺伝学的検査 210,000円</p> <p>(5) マイクロアレイ検査における費用の新規設定</p> <p>羊水や絨毛から得られた胎児由来の細胞からDNAを抽出して、先天異常の原因となっている染色体の変化の分析を行う検査である。オプションとして簡易染色体検査を付けることも可能である。当検査を臨床研究として実施し、検査結果とその後の対応や転帰を調べることで医療の質の改善に貢献できる。当検査を実施するために、附随する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額： マイクロアレイ検査 165,000円 マイクロアレイ検査(簡易染色体検査付) 214,140円</p>
<p>施行期日</p>	<p>平成28年4月1日から施行する。</p>

